

〈はじめに〉

教育委員会への面談申し入れについて、こちらの希望通りご承諾いただきありがとうございます。しかし、時間はたったの30分とのことで大変憤りを感じています。これでは、教育委員会は「聴いてやる」といった態度にみえ、はたして市民の意見に真摯に耳を傾けていただけるのか不安で、不誠実さを感じます。お邪魔する仲間の多くは高齢者であり、暑い中を老躯をいたわりながら出かけるわけですし、30分ではお互いを紹介しあい、挨拶を交わすだけで終わってしまうのではないかと危惧します。そこで、時間を有効に使うために、私たちの面談の趣旨と、いくつかの質問をまとめてお送りしますので、ご検討の上、当日回答をよろしくお願いたします。

〈面談の趣旨〉

- ① 「駅前に図書館を核とした複合公共施設」を整備するとの市の方針について、先日の教育委員会で戸部委員の質問に対して教育次長は「整備を目指すという方針であり、正確には計画ではない」と答弁していますが、これは詭弁です。市が公表した「取手駅西口A街区再開発ビル内 複合公共施設整備事業概要」の中には、**1**取手図書館を駅前再開発ビル内に移設する、**2**図書館の床面積は、3000～3500㎡程度、**3**図書館の機能は「従来の貸出型」でなく「滞在型」を配置する、**4**図書館を含む複合公共施設の想定事業費は40億～45億円、**5**施設の運営管理は指定管理者に、**6**令和11年オープンをめざす、とあります。これが「計画」でなくて何なんでしょうか。

「整備方針」であり「計画」ではないなどと強弁し、図書館を所管事項としている教育委員会が、今回の事案がまるで教育行政には関係ないかのように対応をしておられるがそれでよいのでしょうか、益々疑問と危惧を感じます。かつて、南中のいじめによる自死事件で、いじめの事案かどうかの可否をめぐり、教育委員会の対応が問題になったことがありましたが、今回の件でも、教育委員会の判断と対応が問題にならなければいいかと心配しています。

- ② 社会教育行政は、「すべての国民があらゆる機会、あらゆる場所を利用して、自ら実際生活に即する文化的教養を高め得るような環境を醸成する」ように努めなければならない、「国民の学習に対する多様な需要を踏まえ、これに適切に対応するために必要な学習の機会の提供及びその奨励を行うことにより、生涯教育の振興に寄与することとなるよう努める」（社会教育法第3条）ものでなければなりません。つまり、市民の声に謙虚に耳を傾け、学習に対する多様な需要をたしかめる手続きがどうしても重要です。そのために、図書館に図書館協議会が置かれ、公民館に公民館審議会が置かれ、教育委員会に社会教育委員が置かれているのではないのでしょうか。社会教育委員は「社会教育に関する諸計画を立案すること」（社会教育法第17条）が職務のひとつになっています。戸部委員の「教委に求められる手続き」に対する教育次長の答弁には社会教育委員の職務に全く触れておりませんが、そういう認識でよいのでしょうか。

質問事項

- ① 整備の「方針」と「計画」は、どう違うのか。
- ② 今回の事案に関しては、教委としては、図書館設置条例の改正に意見を述べるだけなのか。「駅前に図書館を移設する」方針(?)には教委は無関係なのか。
- ③ 社会教育委員の役割(社会教育法第17条)をどう考えるか。
- ④ 文科省の公開資料でも、教育委員会の意義、特性について、「地域住民の意向の反映」「住民による意思決定(レイマンコントロール)」を挙げているが、取手市教委はこれをどう考えているか。